

# 岡山県大規模氾濫減災協議会規約

## (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「岡山県大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、岡山県が管理する河川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、市町村、県、国等が連携・協力して、河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行い、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## (協議会の対象河川)

第3条 協議会は、別表1の河川を対象とする。

## (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、岡山県が管理する河川を対象として、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「取組方針」の作成・共有
- (3) 「取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

## (協議会)

第5条 協議会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。
- 3 協議会は、委員の同意を得て、書面により開催することができる。

## (会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

### **(協議会資料等の公表)**

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

### **(事務局)**

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、岡山県土木部河川課が務める。

### **(雑則)**

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

### **附 則**

1 本規約は、平成29年5月22日から施行する。

2 本規約は、平成29年11月28日から施行する。

## 別表 1

一級河川吉井川水系	吉井川
一級河川吉井川水系	金剛川
一級河川吉井川水系	八塔寺川
一級河川吉井川水系	吉野川
一級河川吉井川水系	梶並川
一級河川吉井川水系	加茂川
一級河川吉井川水系	宮川
一級河川吉井川水系	滝川
一級河川旭川水系	旭川
一級河川旭川水系	砂川
一級河川旭川水系	宇甘川
一級河川旭川水系	備中川
一級河川高梁川水系	高梁川
一級河川高梁川水系	小田川
一級河川高梁川水系	成羽川
二級河川笹ヶ瀬川水系	笹ヶ瀬川
二級河川笹ヶ瀬川水系	足守川
二級河川笹ヶ瀬川水系	砂川
二級河川倉敷川水系	倉敷川
二級河川里見川水系	里見川

その他岡山県が管理する指定区間内の一級河川及び二級河川

## 別表 2

(委員)

岡山市長  
倉敷市長  
津山市長  
玉野市長  
笠岡市長  
井原市長  
総社市長  
高梁市長  
新見市長  
備前市長  
瀬戸内市長  
赤磐市長  
真庭市長  
美作市長  
浅口市長  
和気町長  
早島町長  
里庄町長  
矢掛町長  
新庄村長  
鏡野町長  
勝央町長  
奈義町長  
西粟倉村長  
久米南町長  
美咲町長  
吉備中央町長

国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長  
国土交通省中国地方整備局苫田ダム管理所長  
国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長  
気象庁岡山地方气象台長

岡山県知事

(オブザーバー)

国土交通省中国地方整備局河川部